

# オーストリア法曹とハンガリー 1911 年民事訴訟法の成立

上 田 理恵子

## Austrian Lawyers and the Regulation of the Hungarian Code of Civil Procedure of 1911

Rieko UEDA

(Received October 3, 2011)

The purpose of this paper is to clarify the relationship between Austrian and Hungarian lawyers in making the Hungarian Code of Civil Procedure of 1911. This was the first law with the new principles of court procedure, such as oral proceedings, openness, directness, and discretionary power to weigh evidence, which were the products of legal development inspired by the liberal thought of the French Revolution: the initiative of a lawsuit must be held by the parties, not by the court. On the other hand, it is also clear that The Hungarian Code of Civil Procedure of 1911 was influenced by not only the German Code of Civil Procedure of 1877, but also the Austrian Code of Civil Procedure of 1895, which is in force today and famous for strengthening the initiative of judges to speed the suit and to help vulnerable parties, on the basis of social thought. Through analyzing the stipulations and the reputation of Austrian lawyers, it is clarified firstly how these two thoughts are combined in the Hungarian law, secondly the Austrian lawyers role in making it, and thirdly their opinions about it.

**Key words :** Hungarian Code of Civil Procedure of 1911, Austrian Code of Civil Procedure of 1895, lawyers in Austro-Hungarian Dual Monarchy

### はじめに

ハンガリーで最初の近代的な民事訴訟法は 1911 年に公布され, 1915 年に施行された (以下, 1911 年訴訟法と略す).<sup>1</sup>

ここにいう「近代的」には, 大別して二種類の流れを含めている. その一つは 1806 年のフランス民事訴訟法から 1877 年のドイツ帝国民事訴訟法へと至る自由主義的民事訴訟法の系譜である. 言うまでもなく, フランス革命の理念を訴訟法に反映させている. 自律した個人である当事者に訴訟の主導権が委ねられ, 公開の法廷で口頭で述べられたこと, 当事者が自分の判断で提出した証拠について裁判官が自由な心証で判断することを原則としている.<sup>2</sup>

訴訟における当事者の主導権を徹底するあまり, 訴訟が引き延ばされたり, 何かと社会的経済的に弱い訴訟当事者が不利益を被ることは, 容易に推測できる. この点に注目し, 訴訟も国家による社会政策の一つと位置付け, 裁判官の権限を強化したのが, 社会的民事訴訟法と呼ばれる, もう一つの流れである.<sup>3</sup> その筆頭に挙げられるのが 1895 年のオーストリア民事訴訟法である.<sup>4</sup>

これら二つの流れを内包するのがハンガリー 1911 年訴訟法である. オーストリア=ハンガリー二重体制下という当時の政治事情からドイツ語訳も早くに刊行され, オーストリアやドイツで複数の関連文献も出版されている.<sup>5</sup> おそらくそのせいであろう, 1913 年には日本の『法律新聞』にも, この訴訟法について, 民事訴訟法学者の雄本朗造の論稿が寄せられており, 「後れてきた者の有利」の言い回しに値するだけの価値があったと評価されている.<sup>6</sup>

1911 年訴訟法がドイツやオーストリアの民事訴訟法の影響を受けている点について, 異論の余地はなかろう.<sup>7</sup> しかし, 影響の受け方を説明したり, 影響を受けている点をどのように評価するかについては, 訴訟法制定の過程から今日に至るまで, ハンガリーの内外を通じてさまざまである. 国内では, 影響を強く受けたからといって 1911 年法はドイツやオーストリアの「決して単なる真似ではなく, 独自性をも示している」ことを強調してやまない.<sup>8</sup> したがって, 専らオーストリア訴訟法に倣っていると判断する外国の比較法学者<sup>9</sup> に対して「間違いであり, 偏っている」と非難する.<sup>10</sup> かといって, 著名なドイツの法学者であるアドルフ・ヴァッハ (Adolf Wach, 1843-1926) やヨーゼフ・コーラー (Josef Kohler, 1849-1919) が, 1911

年訴訟法を「あらゆる民事訴訟法のなかで最も高度に発達」していると評しても、「お世辞」と一蹴する。<sup>11</sup>

オーストリア法に関しては、さらに態度は複雑化する。制定当時のハンガリーでは、多くの著者たちがオーストリア法の影響に関する言及を慎重に避けていたという。<sup>12</sup>ハンガリーにしてみれば、1848年に独立を試みるも鎮圧され、続く10年余りはオーストリアの支配が一方に押し付けられ、1867年にはアウスグライヒ (Ausgleich) と呼ばれる協約により、ようやく外交、軍事、これらに関わる財政のみを共通事項とし、その他については自治を回復するにいたったところである。法制化について独自の作業を強調するのは「民族的自尊心」によるものではないか、というのである。

こうした政治上の諸事情から生ずる歪みを除いた場合、オーストリア側 (当時の公式の名称では「帝国議会に代表を送る諸王国と諸連邦」) の法曹たちは、ハンガリーにおける法制化の作業にどのように関わり、あるいは見守っていたのか。

このような意識を持ちつつ、本稿では、1911年訴訟法について、成立の経緯と内容をオーストリア法との関係から概観するとともに、ハンガリー法のどの点に、オーストリア法曹は注目していたのか、その一端を明らかにすることを目的とする。

## 1. 1911年訴訟法成立まで

1867年のアウスグライヒによって、司法制度の領域でもハンガリー独自の法典編纂作業が可能となった。1868年に制定された民事訴訟法は、独自の民事訴訟法が完成するまでの暫定法である。<sup>13</sup>典拠とされたのは、それまで適用されていた1852年のオーストリア臨時民事訴訟法である。結局、新法施行の1915年まではこのままの状態が続いていたので、君主国時代のハンガリーにおける日常の法実務はオーストリア法を基調としていたことになる。そのなかで進められた起草作業にオーストリア法の影響を受けないわけにはいかなかったことになる。

1880年4月、議会は口頭主義、公開主義、直接主義の原則にもとづいた民事訴訟法の起草着手を決定する。これを受けて、裁判官のエンメル (Emmer Kornél) がフランス、ベルギー、スイスへ、当時ブダペシュト大学教授のプロース (Plósz Sándor, 1846-1925) がドイツへそれぞれ起草のための調査に派遣されることとなった。<sup>14</sup>このうち、プロースはドイツに長期間滞在し、現地の裁判所で口頭手続の実際を丹念に熟知したという。<sup>15</sup>

両者の草案はいずれも議会で審議されるにいたらな

かった。なかでもプロースが1885年に提出した草案は1877年のドイツ民事訴訟法にならっていたが、採用にはいたらなかった。当時、ハンガリーでは書面手続の慣行が根付いており、ことに弁護士層からの強い反発がみられたという。<sup>16</sup>

それでも、この時期から起草作業にプロースが指導的な役割を果たすようになってきた。1893年にはプロース草案をもとに、少額事件訴訟について口頭手続や直接主義、証拠判断における自由心証主義を採用した略式手続法<sup>17</sup>が制定され、当時の司法大臣シラージイ (Szilágyi Dezső) によって全面的に起草を任されることとなる。1896年から1904年にかけてはプロース自身が司法大臣を務め、その間の1902年にも民事訴訟法草案を議会に提出したが、またもや審議されることはなかった。草案は1907年と1910年にも、その都度、重要な変更を加えつつ提出された。

1910年に提出された草案は司法大臣セーケイによって、プロースの原案をほとんど損ねない程度に修正され、1910年の秋期議会に提出された。1910年11月28日に下院を、1910年12月20日に貴族院を通過した。新法の施行は1914年とされたが、施行されたのは、ようやく1915年のことである。

プロースの民事訴訟法は、ドイツの1877年法を意思規定に取り入れていることで知られるが、オーストリア法との関わりもさまざまな点から指摘することができる。そのうち三つほどの視点を挙げておきたい。まず一つには、プロース自身がフランツ・クラインの思想、とりわけ裁判官の積極的役割に影響を受けていることが挙げられる。<sup>18</sup>この点について、プロースが1911年訴訟法の起草過程での影響を最も直接的かつ具体的に受けたと考えられるのは、1902年に提出した草案からである。クラインによる1895年法草案の完成がちょうど1893年にあたるからである。

プロースによる1893年の略式手続法との関係については、まだ検討の余地があるが、ウィーンの弁護士コーンフェルトはクラインの草案を批判する場合に、プロースの略式手続法を、賞賛すべき対象として引き合いに出している。<sup>19</sup>したがって、より素直にドイツ法に依拠していると考えの方が妥当であろう。

二つ目の視点として、訴訟法が成立するまでの経緯に類似点がみられる。オーストリア側でも作業の着手時期から考えると、1895年に近代的民事訴訟法の成立までには紆余曲折を得ており、何度も草案が作成されては議会を通過せずに終わっていたからである。<sup>20</sup>また、1893年のハンガリー略式手続法のように、オーストリア側でも1873年にはグラザーの起草による略式手続法が、訴訟法典に先駆けて成立しているのである。フランス革命当時から、裁判の公開とともに強

く主張されてきた口頭主義の導入が、ことに地方の裁判実務では不評であった。<sup>21</sup>ここに、オーストリアとハンガリーにおける実務法曹界がおかれた状況の類似性が認められる。

第三の視点、すなわち法規定の具体的な比較については、次節で検討する。

## 2. 1911 年訴訟法の内容と特徴

### 一オーストリア 1895 年訴訟法との比較を中心に

ハンガリー 1911 年訴訟法の条文数は 792 条、18 章に分類されている。ここでは、裁判所の組織、第一審裁判所の手続、上訴制度に限ってオーストリアの 1895 年訴訟法との異同という観点から検討を行うこととする。

#### ①裁判所制度（1～69 条）

裁判所組織については、ハンガリーの 1911 年民事訴訟法でも規定されている。ドイツでは独自の裁判所構成法、オーストリアでは、一部は裁判管轄法（Jurisdiktionsnorm）、一部は裁判所構成法で規定されている。内容的には、ハンガリーの裁判所制度は、オーストリアのものに類似していることになる。<sup>22</sup>

1911 年訴訟法は 4 種類の裁判所を基礎として、原則的には三審制をさまざまな基準にあわせてとっている。390 の区裁判所（járásbíróság）、63 の王国裁判所（királyi törvényszék）、11 の控訴院（királyi ítélőtábla）、そして大審院（királyi Kuria）がある。それぞれオーストリアの区裁判所、地方裁判所、控訴院、最高裁判所に該当する。

審級制度は概ねオーストリア 1895 年法に類似しているが、異なるのは、ハンガリーでは控訴院が最上級審の役割を果たすこともある。

民事事件は職業裁判官だけが担当する。第一審裁判所では、単独または合議制で、上級審では合議制のみである。

#### ②第一審裁判所における手続（129～475 条）より

訴訟手続の指導理念は公開主義、口頭主義、直接主義、証拠における自由心証主義、双方の言い分を聞くこと、審理の集中にある。この点は、近代的民事訴訟法と呼ばれる法典に共通した特徴である。

第一審になるのは区裁判所と王国裁判所である。ドイツやオーストリア法と異なるのは、区裁判所の手続に特別に節を設けておらず、裁判所の手続に該当する法規定はすべて区裁判所の手続に適用されるようになっていることである。区裁判所に固有な規定は、それぞれ個別に付け加えられている。区裁判所の手続で

は、裁判長の任務は単独判事に委ねられる。

日常生活にむしろ最も関わる機会が多いのは区裁判所であることに鑑み、区裁判所の手続を明白に記すという配慮は雉本の論稿でも評価されている。<sup>23</sup>

法廷での本案審理には、訴訟開始についての審理の期日が設けられた（218 条）。オーストリア法にいう第一回期日に該当する。この審理の初めには、原告が訴えを提起する。ここでは、懈怠、認容、反訴、放棄、和解あるいは訴訟を中断する異議の提出についてのみ決定される。この規定は、区裁判所の手続には含まれていない。区裁判所では訴えの提起があると、通常は、ただちに審理が始まるからである。

口頭の審理において、当事者あるいはその代理人の申立てや弁論を裁判所は聴くが、当事者が用意した準備書面の内容に拘束されることはない。当事者の陳述は書面なしで行わねばならない。準備書面を読むのは、書面の言葉通りの内容に関わる場合に限られる（219 条）。

1911 年訴訟法では、訴訟の遅延を防止するために、オーストリア法に倣って包括的な訴訟指揮権が裁判所に与えられている。とりわけ、裁判所は職権により手続の明快な進行を構成することができる。裁判長は裁判で議論が尽くされるように尽力するよう義務付けられている。明文に規定された事由については、職権でも審理の延期ができることとされた。また、訴訟に関する事実の存否について良心に背く発言をした場合や明らかに必要のない証拠を提出する当事者またはその代理人は、罰金をとられる（222 条 2 項）。

オーストリア法との違いが顕著に出てくるのは期日の変更や弁論の延期に関する規定（239 条～241 条）である。訴訟開始後、一方当事者の申し立てにもとづき、規定のない場合であっても、またその他の重要な事由によっても延期することができた。オーストリア法の中心的な特徴は取り消された。当事者双方が弁論開始の八日前までに合意して裁判所に届け出れば、弁論を延期することができる（240 条）。

証拠調べに関しては、裁判所は自由な心証をもって、審理と証拠の内容を慎重に評価して、事実に関する陳述の真偽を判断する（270 条）。

判決には方式上の決まりに従い、口頭で言い渡さなければならない（392 条）。判決が留保された場合、オーストリア法とは異なってドイツ法に倣い、別に判決言い渡しの期日が設けられる。ハンガリー法の場合、オーストリア法と同様、原則として判決は当事者に書面で送達される（405 条）。

#### ③上訴手続（476 条～562 条）より

上訴手続は、原則としてドイツ 1877 年法に従い、オーストリア法とは本質的に異なっている。ドイツ法

にあるように、「完全上訴」主義をとっている。上訴審は、ハンガリーでは第一審のやり直しである。したがって、口頭主義と直接主義が原則である（493条以下）。法律上の紛争は新しく審理され、前回の証拠や事実の認定には拘束されることなく事実認定される。このほか、当事者の希望など所定の理由がある場合は、公開法廷における陳述だけで、口頭弁論を経ない手続も認められている（512条以下）。

上告審においては、弁論の更新は、ハンガリー法でも禁止されている（534, 535条）。第一審裁判所と控訴審裁判所に持ち出されなかった事実と証拠は、上告審には持ち出せない。

最後に、明らかに上告してはならない場合に上告した者や、控訴審まで明らかに理由なしと判断されながら、「僥倖によって」勝訴判決を得ようとして上告すると罰金を科される制度が紹介されている（544条）。

### 3. オーストリア法曹界の反応より

オーストリア側とハンガリー側の活発な商取引・交流のなかで、ハンガリー法の知識を必要とする者は多かった。ハンガリーの法制に関する情報は、言語は異なっても新聞や専門雑誌、法曹界の交流を通じて、いち早くオーストリアの法曹界へと伝わっていた。<sup>24</sup>

1911年訴訟法の場合も同様で、公布と同じ年のうちには司法省訳と民間訳の二種類のドイツ語訳が出され、それぞれ注釈もついている。オーストリアの日刊新聞と法律雑誌でもいくつかの関連記事が掲載された。講演やシンポジウムも開催されていたという。<sup>25</sup> オーストリア1895年訴訟法を起草したクラインも、ハンガリー1911年訴訟法のうちに、フランス法の急速審理（*référé*）の考え方が用いられようとしていること、しかしながら危険が大きく、導入を薦めかねる旨の講演を実施している。<sup>26</sup>

議論が錯綜したのは、オーストリアで下された判決のハンガリーにおける執行力についてであったという。<sup>27</sup> 従来、オーストリアとハンガリーの間では相互に、ほぼ無制限の執行力が及んでいた。しかし新法では、オーストリアの債務名義に対して優遇措置はなく、諸外国と同等に扱われることとなっている。オーストリアの商人および企業関係者は、ハンガリー人がオーストリア内で負ったと裁判所で認められた債務について、ハンガリーで執行することができたのは、きわめてまれな場合にすぎなくなってしまうという。オーストリア側の債権者はほとんどハンガリーの裁判所に訴訟を提起しなければならなかったが、そこではすでに過去に苦い経験を味わってきたという。<sup>28</sup> 間も

なく、オーストリアの商工会議所の要請により、オーストリア政府はハンガリー政府と交渉し、1914年に執行に関する相互協力協定が結ばれ、従来通りに復活したのではなかったものの、一定の緩和措置にこぎ着けたという。<sup>29</sup>

### おわりに

1911年訴訟法の成立過程、内容を概観を通して、いたるところでオーストリア側で1895年訴訟法の立法作業との関連を認めることができる。さらに、1911年訴訟法の制定にオーストリア法曹界や経済界がいち早く反応したのは、ライタ川以東の法曹界との緊密な結び付きを示す一つの事例となろう。

1911年訴訟法の適用期間は、共産党政権によって新民事訴訟法<sup>30</sup>が制定される1952年までである。

1952年の新民事訴訟法は、1989年以降の政治・経済体制転換のもと、適宜修正を経ながらも、今日にいたるまで現行法であり続けている。社会主義時代の法制度が次々と全面改正されるなか、かなり珍しいことである。その理由について、ハンガリーの民事訴訟法学者たちの説明によれば、1952年法は本質的には1911年訴訟法の「簡略化されイデオロギーの装いを着せられたヴァージョン」に過ぎなかったからだ、1911年訴訟法が本質的には続けて適用されていたのだという。<sup>31</sup> 今日のハンガリーでは2004年のEU加盟以降、域内に共通した訴訟制度の構築に向けた作業が進行中である。これに関しても「1911年訴訟法典の時代以来最大の法継受のプロセス」という表現が用いられているほどである。<sup>32</sup>

ハンガリーの訴訟制度史に関して、多角的視野からの研究の余地は、まだ十分に残されているのではないだろうか。

<sup>1</sup> 1911. évi I.törvénycikk . A polgári perrentartásról

<sup>2</sup> Németh (1991), 255.

<sup>3</sup> 社会的民事訴訟法の概念については Rudolf Wassermann, *Der soziale Zivilprozess*, Neuwied und Darmstadt 1978 参照.

<sup>4</sup> オーストリア民事訴訟法（1895年）と起草者フランツ・クライン（Franz Klein, 1854-1926）に関する邦語論文では拙稿、上田（1998）がある。また、オーストリアの訴訟法学者の立場からフランツ・クラインの思想およびヨーロッパの民事訴訟法への影響まで概観したものは Walter Rechberger, *Die Bedeutung Franz Kleins für die europäische Rechtsentwicklung auf dem*

Gebiet des Zivilprozessrechts, in : Wilhelm Brauner / Kazuhiro Takii (Hg.) *Die österreichischen Einflüsse auf die Modernisierung des japanischen Rechts*, Ffm 2007, 87-102 が詳しい。所収されているのは 2003 年 3 月にオーストリア議会とウィーン大学で開催されたシンポジウム「日本法の近代化に対するオーストリアの影響」での報告をもとにした論文集である。また、同じ表題の論稿は、2007 年 3 月来日時の講演原稿として立命館法学 (Risumeikan Law Review 2008 Nr.25, p101-110) にも掲載されており、邦訳も以下に所収されている。ヴァルター・レヒベルガー／出口雅久・本間学共訳「フランツ・クラインの思想とそのヨーロッパにおける民事訴訟法の展開に関する意義」立命館法学 2008 年 4 号 (320 号), 222-236 頁。

<sup>5</sup> August Gottl, *Ungarische Zivilprozessordnung mit Erläuterungen*, Wien 1911; Hellmer (1913); Schmid, Alexander (1911), *Die neue ungarische Civilprozeßordnung*, Leipzig; ders. *die neue Zivilprozeßordnung für Ungarn*, in: *Zeitschrift für Deutschen Zivilprozeß*, 209ff. など。ブロー自身も 1911 年訴訟法についてドイツ語の著作を発表している。Plósz, Alexander (1917), *Zwei Vorträge aus dem ungarischen Zivilprozeßrecht*, Berlin.

<sup>6</sup> 雄本 (1913) 参照。ハンガリー民事訴訟法については司法省による邦語訳「匈牙利民事訴訟法」が刊行されている。司法省 (1926)「各国民事訴訟法」清水書店所収。雄本朗造については拙稿 (1998)「大正期の法律家によるオーストリア民事訴訟法を受容過程」一橋研究 23 (1), 67-91 頁。

<sup>7</sup> Németh (1991), 262.

<sup>8</sup> Németh (1991), 261 註では、Sáffry (1949), *Magyar polgári perjog*, Budapest, 25; Magyary Géza (1946) *Összegyűjtött dolgozatai I*, Budapest; Fodor (1915), *Az új polgári errendtartás, Jogállom* など。制定当時や廃止直前の 1940 年代の表現が確認されている。

<sup>9</sup> Cancgem (1973), *History of European Civil Procedure, International Encyclopedia of Comparative Law*, vol. XVI, Chapter 2; Stürner, *Der Einfluß des deutschen zivilprozessualen Rechtsdenkens und der deutschen ZPO in der Welt*.

<sup>10</sup> Németh (1991), 262.

<sup>11</sup> Németh (1991), 262. Kohler は "Aller Kohler" (直訳すれば「よろずコーラー」) の呼び名がつけられていたという。この点につき中村 (1963) 31 頁。

<sup>12</sup> ヴァルガ (2008), 564 頁。

<sup>13</sup> 1868. évi LIV. Törvénycikk. この事情については Kengyel (1998), 56 を参照。

<sup>14</sup> ヴァルガ (2008), 153 頁; Németh (1991), 257.

<sup>15</sup> Németh (1991), 257.

<sup>16</sup> Magyary (1897), 135.

<sup>17</sup> 1893. évi XVIII. Törvénycikk. A Sommás eljárásról

<sup>18</sup> ヴァルガ (2008), 154 頁。このほか、すでに 1880 年のブロー著書「訴訟理論」(Beiträge zur Theorie des Klagrechts, Leipzig, 1880) にクラインからの影響がみられるという。中村 (1963) 4 頁。

<sup>19</sup> Kornfeld, Ignaz (1893), *Zivilprozessuale Grundsätze. Studie zu dem östereihischen Regierungsentwurf einer Zivilprozeßrefordnung vom Jahre 1893, nebst einer vergleichenden Übersicht des neuen ungarischen Summarprozeßgesetzes*, Leipzig.

<sup>20</sup> この点につき、拙稿 (1996)「1895 年オーストリア民事訴訟法成立の背景—自由主義的訴訟法典編纂の試みと挫折—」一橋研究 21 (3) 参照。

<sup>21</sup> 例えばオーストリアの法律専門雑誌 *Die österreichische Advocaten=Zeitung* (Wien, 1878-1879), *Juristische Blätter* (Wien, 1872-) には、しばしば地方からの報告が寄せられている。19 世紀後半におけるオーストリアの法律雑誌の出版状況については Brauner, Wilhelm, *Juristische Fachzeitschriften in Österreich/Cisleithanien als Zeichen rechtlicher Zäsuren in der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, in: Michael Stolleis u. Thomas Simon (Hg.) (2006), *Juristische Zeitschriften in Europa*, Ffm, 309-342.

<sup>22</sup> Hellmer (1918), 70.

<sup>23</sup> 雄本 (1913), 847. 5-6 頁

<sup>24</sup> 例えば、1872 年に刊行され、今日も存続している週刊法律新聞 *Juristische Blätter* (Wien, 1872-) では、特集や雑報、週毎のニュースに加え、ハンガリーについては月間報告が連載される。法の制定や改正、議会や司法省、法曹界の動きから重要判例にいたるまで、広く要約版が提供されていたことがわかる。

<sup>25</sup> この点につき Schöniger-Hekele (2000) 134-135 によれば、ウィーン日刊紙 "Neue Freie Presse" をはじめ、ドイツやオーストリアにおける主要法律雑誌 (*die Zeitschrift für Deutschen Zivilprozeß, die Allgemeine österreichische Gerichts-Zeitung, das Österreichische Zentralblatt für die juristische Praxis, die Deutsche Notarzeitschrift, etc.*), 商業新聞 (*die Zeitung vom "Bund österreichischer Industrieller"*) 等で関連記事が掲載されている。このほかウィーン大学や法曹協会でハンガリー 1911 年訴訟法が講じられたこと、*die Allgemeine österreichische Gerichts-Zeitung* で報じられている。

<sup>26</sup> Klein, Franz (1911) *Die Aufnahme des Référé in das ungarische Prozeßrecht*. in: *Franz Klein, Reden, Vorträge, Aufsätze, Briefe*, Wien 1927.

<sup>27</sup> Schöniger-Hekele (2000), 135.

<sup>28</sup> Zlinszky (1982), 2150.

<sup>29</sup> Schöniger-Hekele (2000), 136.

<sup>30</sup> 1952. évi III. Törvénycikk. A polgári perrendtartásról

<sup>31</sup> ヴァルガ (2008), 157 頁; Németh (1991), 266-267.

<sup>32</sup> ヴァルガ (2008), 166 頁。

## 参照文献

1. Hellmer, Erwin (1913), Die neue ungarische Zivilprozeßordnung in ihrer Rückwirkung auf Österreichs Industrie und Handel, in: *Allgemeine österreichische Gerichts-Zeitung*, 69ff.
2. Kengyel Miklós (1998), *Magyar polgári eljárásjog*, Budapest.
3. Kohler, Josef (1913), Bemerkungen zur ungarische Zivilprozessordnung, in: *Abhandlungen des Ungarischen Juristenvereins*, Budapest 1918, NF Bd. VI Hefte 47.
4. Magyary, Géza von (1897), Der Entwurf der ungarischen Civilprozeßordnung, in: *Zeitschrift für Deutschen Zivilprozeß*, Bd.23. 134ff.
5. Németh, Janos (1991), Das Deutsche Zivilprozessrecht und seine Ausstrahlung auf die Rechtsordnungen der osteuropäischen Länder, in: Habscheid (Hg.), *Das deutsche Zivilprozessrecht und seine Ausstrahlung auf andere Rechtsordnungen*, Bielefeld.
6. Schöniger-Hekele, Bernhard (2000), *Die österreichische Zivilprozeßreform 1895: Wirkung im Inland bis zum Ausbruch des Ersten Weltkrieges 1914, Ausstrahlung ins Ausland*, Ffm.
7. Zlinszky, János (1982), Ungarn in: Coing, Helmut (Hg.) *Handbuch der Quellen und Literatur der neueren europäischen Rechtsgeschichte*, Bd.III., Das 19. Jahrhundert, Zweiter Teilband, München.
8. イシュトヴァン・ヴァルガ／垣内秀介訳 (2008) 「ハンガリー民事訴訟法に対する外国の影響」松本博之・出口雅久編【民事訴訟法の継受と伝播】信山社.
9. 上田理恵子 (1998) 「1895年オーストリア民事訴訟法の成立過程」一橋論叢 119 (1), 101-117頁.
10. 雉本朗造 (1913) 「民事訴訟制度の變遷及改正運動 附奥太利新民事訴訟法及び匈牙利民事訴訟法 (一) ～ (十一)」法律新聞 (836) ～ (848)
11. 中村武 (1963) 「ハンガリー民事訴訟法の展開と形成」法学新報 80 (1), 1-33頁.